

## 施術所休止（廃止、再開）届出（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう）

### 届出書類チェック表

チェック欄	届出書類
	施術所休止（廃止・再開）届出書
	<廃止理由が死亡の場合> 死亡が確認できる書類 代理届出者の運転免許証等（本人確認ができるもの） ※職員が本人確認後、返却します。
	<届出が休止（廃止、再開）後10日を超えた場合> 遅延理由書

★ 再開の場合であって、開設時と施術者が異なる場合は、次の書類が必要です。

チェック欄	届出書類
	業務に従事する施術者一覧
	変更になった施術者の免許証の写し
	変更になった施術者の免許証の原本 ※ 職員が原本照合後、返却します。
	変更になった施術者の運転免許証等（本人確認ができるもの） ※ 職員が本人確認後、返却します。

- ◆ 届出書の様式や添付書類、留意事項及び届出書の記入例については、茨城県保健福祉部医療局医療人材課ホームページをご覧ください。
- ◆ 届出様式はダウンロードできます。
- ◆ 施術所の休止届は、休止が概ね6ヶ月程度に及ぶ場合、ご提出ください。  
なお、休止届を提出後、6ヶ月以上経過した場合には、再度ご相談ください。

施 術 所 休 止（ 廃 止 ・ 再 開 ） 届 出 書

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

（ 保 健 所 長 殿 ）

（開設者が法人の場合は法人名称及び主たる事務所の所在地・代表者名を記載）

施 術 所 の 開 設 者 住 所

氏 名

年 月 日 生

T E L

F A X

下記のとおり施術所を休止（ 廃止 ・ 再開 ）しましたので届け出ます。

記

1	施術所の名称	
2	開設場所及び 電話番号	T E L _____ F A X _____
3	業務の種類	あん摩マッサージ指圧 ・ はり ・ きゆう （※○で囲む）
4	休止（廃止・再開） 年月日	年 月 日
5	休止（廃止・再開） 理由	

※ 休止（廃止・再開）いずれかに○を付す。

※ 休止は概ね6ヶ月程度に及ぶ場合に提出。